

【世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第131回国会において世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出の法律案7件であり、いずれも承認、可決された。また、本委員会付託の請願20種類170件は、保留とされた。

〔条約及び法律案の審査〕

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下WTO設立協定）は、昭和61年9月に開始された関税及び貿易に関する一般協定の第8回目の多角的貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドの結果、平成6年4月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会合において作成されたものである。この協定は、世界貿易機関（以下WTO）を設立し加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供すること、関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止すること等を目的とするものである。

法律案7件は、いずれもWTO設立協定の締結に伴い必要となる国内法の整備を図ること等を目的とするものである。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、WTO加盟国の実演、レコード及び放送を、著作権法により保護を受ける実演、レコード及び放送に追加すること、WTO加盟国の著作物について、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しないこと等について規定するものである。

特許法等の一部を改正する法律案は、特許権の存続期間を出願の日から20年に改めること、外国語書面により特許出願をすることができる制度を創設すること等について規定するものである。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案は、畜産振興事業団以外の者が指定乳製品等の輸入を行うことができるようにするとともに、乳製品の輸入に係る事情の変化に的確に対処するため、同事業団が行う指定乳製品等の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講じようとするものである。

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案は、蚕糸砂糖類価格安定事業団以外の者が生糸の輸入を行うことができるようにす

るとともに、同事業団が行う生糸の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講じようとするものである。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案は、新たな国際的規律の下においても、農産物価格安定法に基づく価格安定制度の効果的な運用を確保するため、政府が買入れた農産物等を農林水産大臣の定める価格で売り渡すことができる場合についての規定を拡充しようとするものである。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、農産物のうち現在行っている輸入制限等を関税化する品目（麦類、乳製品、でん粉等）について、現行関税率を原則として内外価格差に相当する水準まで引き上げるとともに、関税割当制度等及び特別緊急関税を導入し、また、牛肉及び豚肉については、関税率を引き下げ、緊急措置を導入するほか、現在実行税率となっている関税率水準を原則として基本税率とすることにより関税率体系の見直しを行う等、関税率及び関税制度について所要の改正を行うものである。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案は、生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営及び米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講じようとするものである。

委員会においては、8案件を一括して審査し、予備審査で政府からの提案理由説明の聴取、参考人からの意見聴取及び質疑を行った。本付託後、村山内閣総理大臣及び関係大臣の出席を求め、W T O 設立協定締結の意義、米国のW T O 実施法及び通商法301条等に関する問題、W T O が我が国の農業や繊維産業に与える影響、紛争処理、アジア地域における著作権制度の普及・整備、実演家等の著作隣接権保護強化、障害者の著作物利用に対する一層の配慮、マルチメディア等の新領域における著作権制度の確立、特許審査処理期間短縮の必要性、特許付与後の異義申立て制度と無効審判制度との関係、米国の先発明主義是正の見通し、日米欧の特許情報の公開、W I P O と T R I P との関係、米についての特例措置の7年目以降の取扱い、事業費総額6兆100億円の農業合意関連対策等の内容及び財源、食料自給の重要性、農業者への所得補償制度の導入、食品の安全性の確保対策、政府による米の買入れ価格及び数量、米の備蓄及び調整保管の在り方、米の生産調整の推進方針、緊急輸入米の在庫処理、指定乳製品等の関税化後の酪農政策、関税による国内産業保護機能の在り方、け

ん銃を輸入禁制品に追加することの効果、環境保護の観点からの関税率の見直し等について質疑を行った。

質疑を終え、討論において、日本共産党の立木理事より著作権法等の一部改正法律案及び特許法等の一部改正法律案を除く6案件に反対する旨の意見が述べられた後、採決の結果、WTO設立協定は多数で承認し、著作権法等の一部改正法律案及び特許法等の一部改正法律案の2法律案は、いずれも全会一致で可決し、加工原料乳生産者補給金暫定措置法の一部改正法律案、繭糸価格安定法・蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正法律案、農産物価格安定法の一部改正法律案、関税定率法等の一部改正法律案及び主要食糧の需給・価格安定法律案の5法律案は、いずれも多数で可決した。

なお、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正法律案等農業関連4法律案に対し、14項目の附帯決議が多数をもって付された。

(2) 委員会経過

○平成6年11月21日(月) (第1回)

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成6年11月24日(月) (第2回)

参考人の出席を求めることを決定した。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件
(閣条第1号) (予)

について河野外務大臣から趣旨説明を聴き、

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号) (予)

について与謝野文部大臣から趣旨説明を聴き、

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(閣法第17号) (予)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

(閣法第12号) (予)

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

(閣法第13号) (予)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(閣法第14号) (予)

以上4案について大河原農林水産大臣から趣旨説明を聴き、

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（予）

について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴き、

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（予）

について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件
（閣条第1号）（予）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の
一部を改正する法律案（閣法第11号）（予）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案
（閣法第12号）（予）

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案
（閣法第13号）（予）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（予）

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（予）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（予）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（閣法第17号）（予）

以上8案件について参考人宮崎県西都市長黒田昭君、鹿島建設株式会社常
任顧問溝口道郎君、北海道農民連盟書記長信田邦雄君及び農民運動全国連合
会代表常任委員小林節夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行っ
た。

○平成6年11月30日（水）（第3回）

参考人の出席を求めることを決定した。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件
（閣条第1号）（予）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の
一部を改正する法律案（閣法第11号）（予）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案
（閣法第12号）（予）

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案
（閣法第13号）（予）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（予）

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（予）

関税込率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（予）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（閣法第17号）（予）

以上8案件について参考人長野県米を考える会会長宮澤敏文君、南山大学ヨーロッパ研究センター長渡邊頼純君、東京農工大学教授石原邦君、全国農業協同組合中央会常務理事高野博君、日本生活協同組合連合会理事日和佐信子君及びいのちをはぐくむ学校給食全国研究会代表雨宮正子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成6年12月5日（月）（第4回）

理事の補欠選任を行った。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件
（閣条第1号）（衆議院送付）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案
（閣法第12号）（衆議院送付）

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案
（閣法第13号）（衆議院送付）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

関税込率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案
（閣法第17号）（衆議院送付）

以上8案件について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、橋本通商産業大臣、大河原農林水産大臣、武村大蔵大臣、野中自治大臣、与謝野文部大臣、井出厚生大臣、高村経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年12月6日（火）（第5回）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件
（閣条第1号）（衆議院送付）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

（閣法第12号）（衆議院送付）

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

（閣法第13号）（衆議院送付）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

（閣法第17号）（衆議院送付）

田中科学技術庁長官、武村大蔵大臣、大河原農林水産大臣、野中自治大臣、井出厚生大臣、高村経済企画庁長官、亀井運輸大臣、山口総務庁長官、宮下環境庁長官、浜本労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年12月7日（水）（第6回）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

（閣条第1号）（衆議院送付）

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

（閣法第12号）（衆議院送付）

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

（閣法第13号）（衆議院送付）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

（閣法第17号）（衆議院送付）

臣、武村大蔵大臣、野中自治大臣、与謝野文部大臣、井出厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日(木) (第7回)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件
(閣条第1号) (衆議院送付)

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の
一部を改正する法律案(閣法第11号) (衆議院送付)

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第15号) (衆議院送付)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案
(閣法第12号) (衆議院送付)

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案
(閣法第13号) (衆議院送付)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(閣法第14号) (衆議院送付)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第16号) (衆議院送付)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案
(閣法第17号) (衆議院送付)

以上8案件について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、大河原農林水産大臣、武村大蔵大臣、五十嵐内閣官房長官、宮下環境庁長官、野中自治大臣、野坂建設大臣、橋本通商産業大臣及び井出厚生大臣に対し質疑を行い、討論の後、

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件
(閣条第1号) (衆議院送付)

を承認すべきものと議決し、

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の
一部を改正する法律案(閣法第11号) (衆議院送付)

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第15号) (衆議院送付)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案
(閣法第12号) (衆議院送付)

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案
(閣法第13号) (衆議院送付)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(閣法第14号) (衆議院送付)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第16号) (衆議院送付)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

(閣法第17号) (衆議院送付)

以上7案をいずれも可決した。

(閣条第1号) (閣法第16号) (閣法第17号)

賛成会派 自、社の一部、新緑の一部、公、二院

反対会派 社の一部、新緑の一部、共、護り

(閣法第11号) (閣法第15号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院、護り

反対会派 なし

(閣法第12号) (閣法第13号)

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共、護り

(閣法第14号)

賛成会派 自、社の一部、新緑、公、二院

反対会派 社の一部、共、護り

なお、

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

(閣法第12号) (衆議院送付)

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

(閣法第13号) (衆議院送付)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案 (閣法第14号) (衆議院送付)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

(閣法第17号) (衆議院送付)

について附帯決議を行った。

請願第3号外169件を審査した。

(3) 付託議案審議表

・条約(1件)

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | | 備考 |
|----|-----------------------------------|-----|---------|----------------|--------------|--------------|--------|--------------|--------------|---|
| | | | | 委員会付託 | 委員会決議 | 本会議決議 | 委員会付託 | 委員会決議 | 本会議決議 | |
| 1 | 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件 | 衆 | 6.10.21 | 6.11.21 (予) | 6.12.8 承認 | 6.12.8 承認 | 6.11.2 | 6.12.1 承認 | 6.12.2 承認 | 6.11.2 衆本会議趣旨説明 11.21 参本会議趣旨説明 |

・内閣提出法律案（7件）

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | | 備考 |
|-----|---|-----|---------|----------------|--------------|--------------|--------|--------------|--------------|---|
| | | | | 委員会付託 | 委員会決議 | 本会議決議 | 委員会付託 | 委員会決議 | 本会議決議 | |
| 1 1 | 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案 | 衆 | 6.10.24 | 6.11.21 (予) | 6.12.8 可決 | 6.12.8 可決 | 6.11.2 | 6.12.1 可決 | 6.12.2 可決 | 6.11.2 衆本会議趣旨説明 11.21 参本会議趣旨説明 |
| 1 2 | 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案 | 〃 | 10.24 | 11.21 (予) | 12.8 可決 | 12.8 可決 | 11.2 | 12.1 可決 | 12.2 可決 | |
| 1 3 | 繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案 | 〃 | 10.24 | 11.21 (予) | 12.8 可決 | 12.8 可決 | 11.2 | 12.1 可決 | 12.2 可決 | |
| 1 4 | 農産物価格安定法の一部を改正する法律案 | 〃 | 10.24 | 11.21 (予) | 12.8 可決 | 12.8 可決 | 11.2 | 12.1 可決 | 12.2 可決 | |
| 1 5 | 特許法等の一部を改正する法律案 | 〃 | 10.24 | 11.21 (予) | 12.8 可決 | 12.8 可決 | 11.2 | 12.1 可決 | 12.2 可決 | |
| 1 6 | 関税定率法等の一部を改正する法律案 | 〃 | 10.24 | 11.21 (予) | 12.8 可決 | 12.8 可決 | 11.2 | 12.1 可決 | 12.2 可決 | |
| 1 7 | 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案 | 〃 | 10.24 | 11.21 (予) | 12.8 可決 | 12.8 可決 | 11.2 | 12.1 可決 | 12.2 可決 | |

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

(閣条第1号)

【要旨】

この協定は、1986年（昭和61年）9月に開始された「関税及び貿易に関する一般協定」（ガット）の第8回目の多角的貿易交渉であるウルグァイ・ラウンドの結果、1994年（平成6年）4月15日にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会合において作成されたものであり、前文、本文16か条、末文、附属書の一覧表及び4の附属書、すなわちこの協定の不可分の一部を成しすべての加盟国を拘束する附属書1、附属書2及び附属書3（以上は「多角的貿易協定」という）、並びに受諾加盟国についてはこの協定の一部を成す附属書4（「複数国間貿易協定」という）から成る。本承認案件の対象は、このうちの附属書4を除いたものであり、主な内容は次のとおりである。

1. 世界貿易機関（WTO）を設立する。
2. WTOは、加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供する。
3. WTOは、この協定及び多角的貿易協定の実施及び運用を円滑にし、また、複数国間貿易協定の実施及び運用のための枠組みを提供する。WTOは、多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場を提供する。
4. すべての加盟国の代表で構成する閣僚会議及び一般理事会を設置し、閣僚会議は少なくとも2年に1回会合し、一般理事会は適当な場合に会合する。事務局長を長とするWTO事務局を設置する。
5. WTOは、法人格を有するものとし、その任務の遂行のために必要な法律上の能力を各加盟国によって与えられる。WTOは、本部協定を締結することができる。
6. WTOは、1947年の関税及び貿易に関する一般協定の下でのコンセンサス方式による意思決定の慣行を維持し、その方式によって決定することができない場合は、投票によって決定する。
7. この協定が効力を生ずる日における1947年の関税及び貿易に関する一般協

定の締約国及び欧州共同体であって、この協定及び多角的貿易協定を受諾し、かつ、1994年の関税及び貿易に関する一般協定に自己の譲許表が附属され及びサービス貿易一般協定に自己の特定の約束に係る表が附属されているものは、WTOの原加盟国となる。すべての国又は独立の関税地域は、この協定に加入することができる。

8. この協定は、署名その他の方法によって行う受諾のために開放しておく。受諾は、この協定及び多角的貿易協定の双方に係るものとする。この協定及び多角的貿易協定は、ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書の3に従って閣僚が決定する日に効力を生ずる。
9. 加盟国は、自国の法令及び行政上の手続を附属書の協定に定める義務に適合したものとすることを確保する。留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。多角的貿易協定の規定についての留保は、これらの協定に定めがある場合に限り、その限度において付することができる。
10. 附属書には、次の協定及び関係文書が含まれている。

(1) 附属書1 A 物品の貿易に関する多角的協定

- ① 1994年の関税及び貿易に関する一般協定
- ② 農業に関する協定
- ③ 衛生植物検疫措置の適用に関する協定
- ④ 繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定
- ⑤ 貿易の技術的障害に関する協定
- ⑥ 貿易に関連する投資措置に関する協定
- ⑦ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定
（ダンピング防止協定）
- ⑧ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定
（関税評価協定）
- ⑨ 船積み前検査に関する協定
- ⑩ 原産地規則に関する協定
- ⑪ 輸入許可手続に関する協定
- ⑫ 補助金及び相殺措置に関する協定
- ⑬ セーフガードに関する協定

- (2) 附属書 1 B サービスの貿易に関する一般協定
- (3) 附属書 1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
- (4) 附属書 2 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解
- (5) 附属書 3 貿易政策検討制度

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を締結するため、著作権法等の所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 著作権法の一部改正

- (1) 著作権法により保護を受ける実演、レコード及び放送の範囲に、世界貿易機関の加盟国に係るものを加えること。
- (2) 世界貿易機関の加盟国を本国とする著作物に係る保護期間の相互主義の特例を定めること。
- (3) 世界貿易機関の加盟国に係る実演については、商業用レコードの二次使用料を受ける権利を付与しないこと。
- (4) 外国の商業用レコード製造業者が世界貿易機関の加盟国のレコード製作者から原盤の提供を受けて製造した商業用レコードを、商業用レコードとして複製等する行為に対する罰則を定めること。
- (5) レコード保護条約により保護の義務を負うレコードに係る複製権の制限に関する経過措置を廃止すること。

2. 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正

世界貿易機関の加盟国を本国とする著作物については、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しないこと。

3. その他

- (1) 世界貿易機関の加盟国に係る実演、レコード及び放送については、現行著作権法施行時（昭和46年1月）以後のものまで遡って保護すること。
- (2) その他関係規定の整備を行うこと。

4. 施行期日

この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日の翌日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

(閣法第12号)

【要旨】

本法律案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、畜産振興事業団以外の者が指定乳製品等の輸入を行うことができるようにするとともに、乳製品の輸入に係る事情の変化に的確に対処するため、同事業団が行う指定乳製品等の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 事業団以外の者が指定乳製品等の輸入を行うことができるようにするとともに、これらの者が輸入する指定乳製品等の買入れ及び売戻しの業務を新たに事業団が行うこととする。
2. 事業団が行う指定乳製品等の輸入について、現行の価格高騰時の輸入のほか、国際約束に従って農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等の輸入を行うこととする。
3. 事業団の指定乳製品等の売渡しについて、価格高騰時及び農林水産大臣の指示する方針による場合に行うこととする。

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

(閣法第13号)

【要旨】

本法律案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、繭及び生糸の国境措置が関税化されるに当たり、新たな国際的規律の下で蚕糸業の経営の安定と絹業への生糸の安定供給を図るため、蚕糸砂糖類価格安定事業団が行う生糸の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 事業団以外の者が生糸の輸入を行うことができるようにするとともに、事業団が生糸の価格の安定を図るため、引き続き、生糸の輸入を行うことができることとする。
2. 事業団以外の者が輸入する生糸について、事業団が買入れ及び売戻しを行いその価格を調整するとともに、実需者が需給上必要な量を輸入する場合には、生糸価格の安定に支障のない範囲内でその輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの対価の差額を減額することとする。
3. 輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの対価の差額を事業団の蚕糸業振興資金に充てることとし、蚕糸業の経営の安定に活用することとする。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、新たな国際的規律の下においても、本制度の効果的な運用を確保するため、政府が買入れた農産物等を農林水産大臣の定める価格で売り渡すことができる場合についての規定を拡充しようとするものである。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、工業所有権制度の国際的調和を図り、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の確実な実施を確保するとともに、技術開発成果の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対処するため、外国語書面により特許出願をすることができる制度の創設、特許後に異議申立てを行う制度の採用、特許権の存続期間の延長等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 特許法の一部改正

(1) 特許権の効力の拡大

発明の実施行為に譲渡又は貸渡しの申出を追加する。

(2) 特許対象の追加

原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明の特許を受けることができる発明とする。

(3) 明細書の記載要件の緩和

発明の詳細な説明は、その発明の属する技術分野で通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に、明確かつ十分に記載することとする。また、特許請求の範囲の記載は、特許を受けようとする発明が明確であり、請求項ごとの記載が簡潔なものとする。

(4) 特許出願への外国語書面出願制度の導入

特許出願人は、日本語で記載した明細書等に代えて、通商産業省令で定める外国語で記載した明細書等（外国語書面）を願書に添付することができることとする。ただし、2月以内にその翻訳文を提出しなければならない。また、最初の拒絶理由通知に対する応答期間までは、明細書等についての補正を認め、外国語書面出願についても、誤訳の訂正を目的とした明細書等の補正を認めることとする。

(5) パリ条約の同盟国以外の国からの特許出願に対する優先権の適用

世界貿易機関の加盟国及び相互主義により日本国民に対して優先権主張を認める国からの特許出願に対して優先権主張を認める。

(6) 特許期間の延長

特許権の存続期間を特許出願の日から20年とする。

(7) 裁定による通常実施権の取消条件及び移転条件の改正

特許庁長官は、通常実施権を設定すべき旨の裁定を維持することが適当でなくなったときは、これを取り消すことができることとする。また、裁定による通常実施権は、実施の事業とともに移転する場合に限り移転することができることとする。

(8) 特許料の追納による特許権の回復

本人の責めによらない理由で特許料の納付期限を徒過した場合につき、一定期間に限り、特許料の追納を認め、失効した特許権の回復をできることとする。

(9) 特許権付与前の特許異議申立制度の廃止及び特許権付与後の特許異議申立制度の創設

特許権付与前の特許異議申立制度を廃止し、何人も、特許権の設定登録に関する特許公報の発行後6月以内は、特許異議の申立てを行うことがで

きることとする。

2. 商標法の一部改正

ぶどう酒又は蒸溜酒の産地を表示する標章を有する商標を、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸溜酒について使用する場合は、商標を受けることができないこととする。

3. その他

実用新案法、意匠法及び商標法について、特許法の改正に準ずる所要の改正を行うとともに、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律及び弁理士法について、世界貿易機関の加盟国へのパリ同盟国と同様の地位の付与、外国籍の弁理士が裁判所で陳述する際の許可条項の削除等の改正を行う。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、ウルグァイ・ラウンド交渉の結果合意された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施等のため、関税率及び関税制度について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 農産物の輸入制限品目等の関税化に伴う措置

農産物のうち現在行っている輸入制限等を関税化する品目（麦類、乳製品、でん粉等）について、現行関税率を原則として内外価格差に相当する水準まで引き上げるとともに、現行アクセス機会の確保等のため、現行アクセス数量については現行関税率を維持することを内容とする関税割当制度等を導入する。また、これら関税化品目について輸入急増等に対応する特別緊急関税を導入する等の措置を行う。

2. 個別品目の関税率等の改正

牛肉及び豚肉について関税率を6年間で段階的に引き下げるとともに、輸入急増等に対応する緊急措置を導入する等のほか、一部の熱帯産品等について特惠税率を引き下げる等の措置を行う。

3. 関税率体系の見直し

関税率水準として定着している現行の実行税率を原則として基本税率とす

ることにより関税率体系の整理・簡素化を行う。

4. 特殊関税制度の整備

貿易ルール等の公正な運用を確保する観点から、貿易ルールに関する協定等に合わせて相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税について課税期間の上限の設定等の整備を行う等の措置を行う。

5. その他

商標権、著作権又は著作隣接権を侵害する物品について権利者からの輸入差止め申立て制度を導入するとともに、向精神薬、けん銃類等を輸入禁制品に追加するほか、関税法等の罰金額を引き上げる等の措置を行う。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営及び米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 政府は、米穀の需給の適確な見通しを定め、これに基づき、計画的にかつ整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、その適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うこととし、農林水産大臣はこれに必要な基本計画を策定することとする。
2. 米穀の生産者に関しては、現行の政府への売渡義務を廃止し、消費者の必要とする数量の米穀が計画的かつ安定的に出荷されるよう、その売渡先を特定するとともに、計画出荷米以外のものは、その数量の届出を要件として自由に販売できることとする。また、自主流通米及び政府米の適正かつ円滑な流通を確保するため、その出荷取扱及び販売を行う業者については、現行の指定・許可制に代えて登録制とするほか、自主流通米を計画的に流通させる主体として自主流通法人を法律上位置付けることとする。これに併せて、そ

の流通ルートについても、流通実態に沿うよう多様化・弾力化することとする。

3. 入札を通じて自主流通米の取引の指標とすべき適正な価格の形成が図られるよう、その機能を担う自主流通米価格形成センターを法律上位置付けるとともに、政府米の買入価格については、自主流通米価格の動向等を反映させるほか、生産条件等を参酌し、再生産の確保を旨として定めることとする。
4. 政府は、備蓄の円滑な運営を図るため生産調整実施者から政府米を買い入れるとともに、政府により輸入された米穀等の売買差額が国際約束に従って農林水産大臣が定めた額の範囲内となるよう、売渡しを行うこととする。
5. 麦については、国際約束に従って、政府以外の者が関税相当量を支払えば輸入することができるものとするほか、政府により輸入された麦等の売買差額について米穀等の場合と同様の規定の整備を行うこととする。

〔附帯決議〕

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案に対する附帯決議

我が国の農業は、国民の食生活等に不可欠な農産物の供給や地域経済の活性化等の面で重要な役割を果たしているばかりでなく、生産の場である水田や畑は、森林ともあいまって、国土・自然環境の保全、緑の景観の維持等多面的な公益的機能を発揮している。

このため、国際化時代の進展に対応して、農業の生産基盤を整備し、農産物の需給の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定を期することは、国の重要な責務である。

よって政府は、世界貿易機関設立協定に関連する農業関係法の施行に当たり、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策予算について従来の農林水産予算に支障をきたさないようにする等国内対策を誠実に推進し、農業者の不安を払拭するとともに、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 カレント・アクセス等によって輸入される乳製品、生糸・繭、でん粉及び

小麦の国内市場への供給については、国内産品の需給や価格に悪影響を及ぼさないよう適切に対応すること。

- 2 乳製品については、需給の安定に努めるとともに、酪農経営の体質強化を図るため、生産基盤の整備、負債対策の充実、担い手の確保等総合的な施策を推進すること。
- 3 生糸・繭については、先進国型養蚕業の早期確立・普及等生産対策に万全を期するとともに、最近における生糸価格の低迷に対処して適切な対策を講ずること。
- 4 でん粉については、コーンスターチ用とうもろこしと国内産でん粉との抱き合わせ制度の適切な運用等により、でん粉原料である甘しょ及び馬鈴しょの安定的な需要の確保に努めるとともに、生産対策の充実を図ること。
- 5 新たな国際的規律の下で国民に対する主要食糧の安定的供給を確保するため、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画を定めるに当たっては、国民生活の安定を期するとともに、生産者の意向を十分踏まえ、農業経営の中・長期的安定に配慮すること。
- 6 生産調整の重要性にかんがみ、その実施に当たっては、生産者の自主性を尊重しつつ、行政と農業団体等が一体となって取り組むとともに、需給調整が円滑に行われるよう米穀の生産力、流通・在庫量、消費量等を的確に把握し、かつ、営農の安定にも配慮して生産調整目標面積を決定すること。

また、生産調整助成金については、生産調整の実効性確保の観点を踏まえ適正に決定するとともに、政府買入価格については、需給動向等を反映させつつ、再生産が確保されるよう決定すること。

- 7 ミニマム・アクセスによる輸入米については、国産米の需給及び価格の安定が確保されるよう、新たに加工用、海外援助用などへの活用を真剣に検討するとともに、国産米との品質格差等を適正に勘案して売渡価格を設定すること。

また、平成5年産米の凶作に対処するために緊急輸入した米穀についても、国内産米の流通に悪影響を及ぼさないよう適切に処理すること。

- 8 米穀の備蓄制度の重要性にかんがみ、政府が第一義的責任をもってその運営を行うとともに、備蓄数量については、150万トンの確保を基本としつつ

も、需給及び価格の安定を図る見地から余裕をもって弾力的に運用すること。

また、備蓄に伴うコスト負担につき国民の理解が得られるよう努めること。

- 9 計画流通制度の運営に当たっては、生産者ごとに定める計画出荷基準数量について生産者の意向を十分反映させるとともに、出荷契約について作況変動等による事情の変化を反映させる仕組みとし、あわせて計画出荷米が安定的に供給されるよう米穀の生産者等に対し適切な助成措置を講ずること。

また、計画出荷米以外の米穀の売渡しに係る生産者の届出制度については、米穀の安定供給に支障をきたさないよう運営するとともに、その手続について極力簡素化すること。

- 10 流通規制の緩和に当たっては、産地間の過当競争、流通の混乱、不当な価格操作等不測の事態が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、小売業者等販売業者の業種転換や体質強化等が円滑に図られるよう、その対策に万全を期すること。

また、万一の緊急事態に備えるため、配給等を実施し得る体制の整備に配慮すること。

- 11 米穀の品質、安全性等に対する国民の関心の高まりに対応するため、国営検査がこれまで果たしてきた役割に配慮し、必要な施設、効率的体制の整備を促進するとともに、農産物検査制度の在り方について検討すること。

また、年産・産地品種銘柄などの表示については、消費者の商品選択のよりどころとなるばかりでなく、米穀の適正かつ円滑な流通を確保する上で不可欠であることから、一層の整備を図ること。

- 12 豊作等により米価が著しく低落する場合等においては、備蓄の運用と自主流通法人が行う調整保管を適切に関連付けて実施するとともに、調整保管の暴落時対策としての重要性にかんがみ、国も必要な支援措置を講ずること。

また、自主流通米価格形成センターについては、自主流通米の取引の指標となる価格が適正に形成されるよう、公正な運営に努めること。

- 13 国際化時代に対処し、米穀の生産力の向上を図るため、生産基盤の整備の促進、担い手の確保等必要な諸施策の充実に努めること。

また、米の需要を拡大するため、米についての正しい知識の普及、新しい米加工品の開発等を促進すること。

14 畑作地域における輪作作物、水田における転作作物等としての麦の重要性にかんがみ、国内農業における麦作の位置付けを明確にするとともに、品質の改善と生産振興対策を充実すること。

右決議する。